

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正、透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市が設置した機関をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、執行機関の求めに応じて調停、審査、諮問、調査等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織とし、法律の定めるところにより設置が義務づけられているものを除き、条例により設置しなければならない。

2 附属機関は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置し、安易な設置は厳に抑制するものとする。

- (1) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似しない場合、又は所掌事項が重複しない場合
- (2) 他の行政手段で対応することが困難である場合

(委員の選任)

第4条 委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的な意見の反映を図り、更には公正を確保するため、次の事項に留意するものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 委員数は20名以内とし、必要最小限にする。
- (2) 同一委員の通算在任期間は10年以内とする。
- (3) 委員が他の附属機関の委員を兼務できる数は、3機関までとする。
- (4) 男女構成比率において少ない方の割合は30パーセント以上を目標とする。
- (5) 市職員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (6) 市議会議員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着目しての選任は、この限りでない。
- (7) 公募による選任を積極的に行い、その構成比率は10パーセント以上を目標とする。ただし、次に掲げる附属機関に該当する場合は、公募による選任を行わないことができる。
 - ア 法令及び条例等の規定に基づき特定の職に就く者等を委員に充てることとされているもの
 - イ 行政処分に係る審議等を行うもの
 - ウ プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要があるもの
 - エ 極めて高度な専門知識又は特殊な資格・免許を必要とするもの
 - オ その他附属機関等の設置目的、所掌事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの
- (8) 公募による選任については、障がいの有無にかかわらず平等な取扱い（障がいがあることで不利益な取扱いをしない。）とし、多様な市民の参加に努めることとする。
- (9) 公募による選任の方法については別に定める。

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること。

(2) 個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。

(3) 会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。

(会議録等の公開)

第6条 会議の結果については、審議経過等が明らかになるよう、会議録等を作成し、会議資料とともに、市民等に対する情報提供に努めるものとする。この場合において、会議録等の作成に当たっては、少数意見についても可能な限り記載するものとする。

(附属機関の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は他の附属機関と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、役割及び必要性が低下してきたもの
- (3) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (4) 活動が著しく不活発なもの
- (5) 形式的な開催で、審議結果の効果が乏しいもの
- (6) 他の行政手段で対応が可能なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(合議)

第8条 各部長は、附属機関を設置若しくは統廃合し、又は委員（補欠の委員を含む。）の選任（改選を含む。）、若しくは公募を行う場合、附属機関の主管課長に合議するものとする。

附則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 既に設置されている附属機関等に係る第4条の規定は、施行期日以降の最初の改選時期から適用する。

附則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号及び第7号の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。

2 改正後の第4条第6号及び第7号の改正規定は、当該改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置される附属機関等について適用し、施行日前に設置されている附属機関等については各附属機関等の委員の施行日以後の最初の改選時から適用する。

附則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。